

日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

会報

2019.1 VOL.23



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

# 目次 (2019.1 VOL.23)

I 巻頭挨拶「平成31年 年頭所感」	
日本商品先物取引協会 山崎 恒 会長	1
II 主務省寄稿「平成31年 年頭所感」	
農林水産省 食品流通課 宮浦浩司 課長	3
経済産業省 商務・サービスグループ 戸邊千広 参事官	4
III 監査の実施状況について	5
IV マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための態勢整備について	6
V 平成30年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について	9
VI 平成30年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について	11
VII 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	14
2 店頭商品CFD取引の状況	15
3 登録外務員数の推移	17
4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧	18
5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧	18
6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	19

# I. 巻頭挨拶

平成31年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会

会 長 やま ざき ひさし  
山 崎 恒

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私が昨年6月に日商協の会長に就任いたしましたしてから約半年が経過しました。この間、皆様のご支援ご協力により日商協の事業を円滑に進めることができました。ここに謹んでお礼申し上げますとともに、本年も引き続きご指導・ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

さて、昨年の商品市場を振り返りますと、東京商品取引所では10月に新たにTSR（技術的格付けゴム）の取引が開始され、また、大阪堂島商品取引所でも10月に秋田こまちの取引が開始されるなど、商品先物取引の市場拡大や活性化のための様々な施策がなされました。しかしながら、平成30年の出来高は前年とほぼ同水準で推移しており、商品先物取引業界にとって依然として厳しい状況が続いております。

このような中、昨年11月19日、政府の規制改革推進会議において「規制改革推進に関する第4次答申」が取りまとめられ、証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所について、おおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、平成30年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行うこととされました。日商協としましても、商品先物市場の活性化につながるような検討がなされることを期待し、今後の協議を注視しつつ適切に対応してまいりたいと思っております。

また、本年10月にはマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準作りを担う金融活動作業部会（FATF）の第4次対日相互審査が予定されており、我が国の対応状況が審査されます。主務省では業界における態勢整備に向けて新たなガイドラインの制定などの準備をしており、日商協も主務省と連携するとともに会員の皆様のご意見を伺いながら、新たな規則の制定など必要な措置を講ずる予定であります。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

私は、日商協の運営には、これまで培ってきたように、会員からの信頼、主務省からの信頼、委託者を含む社会からの信頼が不可欠であると思っております。すなわち、会員からの信頼とは、主務省と会員との接点、苦情や紛争仲介の解決を通じて委託者と会員との接点に立ち、内部管理責任者制度の適切な運営と監査などを通じて会員とのコミュニケーションを図り、商品先物取引業務の適正化に向けて相互に努力をすることだと思えます。また、主務省からの信頼とは、主務大臣から委任されている外務員の登録事務をはじめ、法令に規定されている日商協の業務を着実に実行することです。さらに、社会からの信頼とは、自主規制規則の的確な運用と会員に対する監査、指導、委託者等の申し出た苦情や紛争仲介の解決を着実に実施することだと思えます。この3つの信頼を維持するための不断の取組みが、商品先物取引業界の活性化にもつながるものと信じ、日商協の運営を着実に進めてまいり所存でございます。

日商協にとりまして、本年は取り組むべき課題の多い一年になると思っております。会員の皆様方の更なるご支援をお願いしますとともに、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## Ⅱ. 主務省寄稿

平成31年 年 頭 所 感

農林水産省 食料産業局 食品流通課  
課長 宮 浦 浩 司

新春に当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引業界の自主規制機関として会員に対する指導や監督、苦情や紛争等の解決に真摯に取り組まれ、また、会員の皆様におかれましても、協会のこうした取組に御協力いただき、皆様に深く感謝申し上げます。

昨年6月には、7期14年の長期に渡り会長として協会の運営にご尽力されてこられた荒井会長が退任され、後任に公正取引委員会委員のご経験もある山崎会長が就任されました。新年は、新体制の下、これまでの取組を一層発展させていただきますよう期待しております。

また、昨年7月からは、日本商品委託者保護基金との同時監査が開始されました。基金との連携により協会の監査機能が強化されたことに伴い、会員のコンプライアンス水準の更なる向上を期待しております。

さらに、商品先物取引業界をめぐっては、昨年11月、政府の規制改革推進会議において、「総合取引所の実現」について答申が取りまとめられました。

今後、3月末を目途に目指すべき方向性について結論を得た上で、おおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、取組を進めていくことが求められています。

会員の皆様におかれましては、委託者保護はもちろん、外務員の資質向上や委託者に満足いただけるビジネスの展開などを通じ、先物市場のイメージ向上、信頼性の高い市場環境の整備に向けて御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

## 平成31年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ  
参事官（商品市場整備担当） 戸 邊 千 広

平成31年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、商品先物取引行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、自主規制の確立・徹底、紛議の解決及び外務員の研修・登録等の業務を着実に推進され、商品先物取引法の認可を受けた自主規制機関として、会員企業のコンプライアンス体制の確立、苦情件数の減少に多大な貢献をしてくられました。また、会員企業におかれましても、現下の厳しい状況の中、自主規制への対応、ビジネス環境の変化に対する不断の経営改善に努力してくられました。

関係各位のご尽力に対しまして、改めて敬意を表します。

さて、商品市場を巡る国内外の情勢は不透明感が増している面があります。引き続き、商品先物市場の重要性を訴えながら商品先物市場の活性化につなげていくことが重要であります。そのためには、委託者が安心して商品先物取引を行える環境作りが不可欠であり、信頼性の高い商品先物業界を官民一体となって築き上げる必要があります。委託者保護と商品先物市場の活性化の両立を実現するため、会員企業のコンプライアンス体制の確立に向け更に前進いただくとともに、苦情、紛争の解決等に対し、これまで同様ご尽力をお願い申し上げます。

また今年も、特に以下の課題に取り組んでいくことが非常に重要な1年となります。

1点目は情報化です。IoT、AIという言葉が聞こえない日がない中、企業経営や商品先物市場・取引所の運営、そして日本経済全体にとって、情報化は極めて重要であります。関係各位の積極的な取組に期待いたします。

2点目は、エネルギーの重要性です。近年、国内では災害が多発し、それへの対応が緊急課題となっています。特に、昨年の北海道胆振東部地震とそれに伴う大停電に鑑みますと、資源小国の日本にとって、資源の安定確保と、国民生活及び産業活動へのエネルギーの安定供給は不可欠であります。エネルギーを巡るグローバルな競争環境の中で、我が国がイニシアティブを持って取り組めるよう、また、電力システム改革と整合性を図りながら、電力先物については、既存の上場商品の原油及び石油製品を含めて、エネルギー市場を我が国に構築していくことが重要です。

こうしたエネルギー市場を構築していく上で、総合取引所構想への対応も大きな課題です。3点目として、商品先物市場の活性化に向け、多くの多様な投資家を呼び込み、商品の幅を広げ、商品先物業界のビジネスを維持・拡大していく観点から、総合取引所の実現に取り組んでまいります。

最後になりましたが、日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様のご健勝とご多幸、並びに商品先物市場の益々の発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

### Ⅲ. 監査の実施状況について

本会が、監査規則に基づいて行っている監査業務について、平成 30 年度の実施状況を以下のとおりまとめました。

#### 1. 平成 30 年度の監査の方針及び重点項目

##### (1) 監査の方針

平成 29 年度の監査は、内部管理責任者制度の取組状況について、重点的に確認することで、会員の内部管理体制の整備についてサポートしてきました。

平成 30 年度の監査は、引き続き内部管理体制と運用状況の監査を着実に実施し、会員とのコミュニケーションを通じて会員の自主的努力を支援することにより、コンプライアンス水準の更なる向上を図ることとしています。

##### (2) 監査の重点項目

内部管理責任者制度において求められている組織体制が整備されているかどうかを点検し、その上で、具体的事案の中で、勧誘段階と取引段階において内部管理責任者制度が実効的に機能しているかを検証しています。

#### 2. 実施状況

平成 30 年度は 11 月までに個人顧客を対象として対面取引を行っている会員 6 社に対して監査を実施しました。その結果、課題として見られた状況は、以下のとおりです。

##### (1) 過度な取引を防止するための措置

顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして過度な取引を防止する観点から、内部管理責任者が売買管理システムを活用して委託者毎に日々の売買状況をチェックし、取引段階における営業活動のモニタリングを行っていましたが、登録外務員に対する具体的な指導の内容が確認できない事例や取引段階に入ってから顧客の知識や商品取引契約を締結する目的などの属性変化をチェックしていない事例がありました。

##### (2) 営業責任者及び内部管理責任者による内部管理

登録外務員は委託者との具体的な遣り取りを日誌や訪問記録などに記載し、営業責任者及び内部管理責任者は日々、これらの書類を確認することにより、登録外務員の営業活動、顧客管理をモニタリングすることとしていましたが、記載の内容を分析するなどして登録外務員に対する聞き取りや委託者への面談などに活用されていない事例がありました。

##### (3) 投資可能資金額の増額審査

投資可能資金額の増額の審査方法や例外要件の確認方法は、各社とも明確に定め、これを実施（自筆の申出書の提出を受け、役員クラスの者が決裁する。）していましたが、増額する理由を調査していないなど委託者毎に相違する個別の状況を確認していない事例や顧客の収入や資産状況は確認しているが商品デリバティブ取引の性質を十分に理解しているかどうかについては十分な検討が行われていない事例がありました。

文責：芝崎

## IV. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための態勢整備について

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る取組みのさらなる充実が求められる中、本年 10 月に予定される FATF 第 4 次対日相互審査に備えて、商品先物取引業界における検討課題とそのスケジュール観についてご紹介します。

### 1. 背景及び隣接業界の状況

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という。）の国際基準作りを担う金融活動作業部会（FATF）では、本年 10 月に FATF 第 4 次対日相互審査を予定しており、我が国におけるマネロン・テロ資金供与対策の対応状況が審査されることから、その対応状況を高める取組みが急務となっています。

既に金融庁では、昨年 2 月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等を改正するとともに、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を制定して、措置の的確な実施態勢を検証する際の留意点を示し、「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」を明確化することにより実効的な態勢整備を促しました。

また、日本証券業協会でも、昨年 6 月に同ガイドラインに示されている「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」について、協会員が対応するに当たっての実務対応の一例及び留意事項を示した『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項～マネロン等対応の考え方～」を制定したところです。

### 2. 当業界における検討課題

(1) 主務省では、当業界においても金融庁及び日本証券業協会と同様の取組みが必要であるとの認識の下、以下の課題について検討を進めるとともに、本会に対し、下記(2)の課題について検討するよう指示がありました。

なお、主務省は、当業界におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する制度の実施状況や業界の抱えるリスクとその対処状況について調査・評価を行うため、昨年 11 月 2 日付けにて商品先物取引業者を対象に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する調査（アンケート）」を実施しました。

#### ① 「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正

FATF 勧告等を踏まえた「リスクベース・アプローチ」に関する記述や今後新たに制定する「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関する記述が追加される予定です。

#### ② 「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（仮称）の制定

主務省が商品先物取引業者のマネロン・テロ資金供与対策に係る取組状況をモニタリングし、「取引時確認等の措置」の的確な実施について検証する際の留意点を示すとともに、より実効的な態勢整備を促すため、「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」を明確化する予定です。

③ 「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(仮称)と現状とのギャップに係る分析

主務省より商品先物取引業者に対し、同ガイドラインに示した「対応が求められる事項」と各社における現状との差異(ギャップ)を分析し、これを埋めるための具体的な行動計画を策定し実施するとともに、その内容を主務省に報告するよう要請する予定です。

(2) 主務省からの指示に基づき、本会としては以下の課題について検討していくこととなります。

① 『商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』に係る留意事項(仮称)の作成

主務省の制定する同ガイドラインに示されている「対応を求められる事項」及び「対応が期待される事項」に関し、商品先物取引業者が対応するに当たって、何を点検すればよいか、どのような対応が考えられるのかについての実務対応の一例及びその留意事項を示します。

② 「反社会的勢力の排除に関する規則」(仮称)の制定

- 商品デリバティブ取引及び商品先物市場から反社会的勢力に属する者を排除するために遵守すべき基本的な事項を自主規制規則として新たに制定します。
- 具体的には、反社会的勢力の定義、基本方針の策定・公表、反社会的勢力でない旨の確約条項及び暴力団排除条項、新規顧客及び既存顧客の反社会的勢力への該当性の審査、反社会的勢力に属する者との契約禁止・関係解消・便宜供与禁止等を規定します。

③ 会員顧客の反社会的勢力への該当性に係る照会制度の構築

- 会員が新規に契約を締結する顧客について、反社会的勢力に属する者であるか否かを会員が本会に照会し、本会がその該当性を回答する制度を構築します。
- 本会は、反社会的勢力に属する者に係るデータを入手するため、全国暴力追放運動推進センターに協力会員として入会することとし、入会に当たって必要となる諸手続きを行います。
- 当該照会制度の具体的な事務手続きに係るフローを整理し、利用規約及び利用マニュアル等を作成します。

### 3. 今後のスケジュール

主務省では、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正及び「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(仮称)の制定について、パブリックコメントの手続きを早急に開始することが想定されています。これを踏まえると、本会において今後取り組むべき課題に関するスケジュールは、概要以下のとおりとなります。

1月18日	第74回自主規制委員会（書面審議）にて、「反社会的勢力の排除に関する規則」及び「反社会的勢力照会制度の利用規約」を審議し承認
1月30日	第159回理事会にて、「反社会的勢力の排除に関する規則」及び「反社会的勢力照会制度の利用規約」を審議し承認予定
2月中	マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに係る留意事項（案）を検討
3月中	全国暴力追放運動推進センターの理事会にて本会の入会を承認予定（翌日付で入会）
4月初旬	「反社会的勢力の排除に関する規則」の施行及び反社会的勢力照会制度の運用開始予定

文責：大畑

## V. 平成30年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について

本会が、平成27年11月25日制定（平成28年7月1日施行）の規則に基づいて行っております内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について、以下のとおりまとめました。

### 1. 内部管理責任者等研修

内部管理責任者等研修は、「会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「本規則」という。）において、会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）の内部管理責任者及び営業責任者が、自らが任命された営業単位において法令諸規則に準拠した営業活動が行われているかどうかを監視すること等をその職務とし、同研修を受講することがその資格を付与する要件として位置付けられていることから、受講者の方に職務遂行に当たって実践的な知識を習得していただくことを目的として開催しています。

今年度は内部管理責任者や営業責任者に対して、いま一度、内部管理責任者制度の確認を行うとともに、内部管理責任者等資格者の資質の向上を目的とするフォローアップセミナーの内容も盛り込むことといたしました。

平成30年度の当該研修は、下記の内容等により開催することとし、既に2回の開催により会員等27社62名（うち修了者数24社48名）が受講しました。

#### 平成30年度 内部管理責任者等研修開催日程一覧

	開催日	地区	開催会場	受講社数 ／受講者数	修了証書発行社 数／修了者数
1	8月31日(金)	東京①	㈱東京商品取引所 セミナールーム	23社／43名	19社／32名
2	11月10日(土)	東京②	㈱東京商品取引所 セミナールーム	11社／19名	10社／16名
3	2月28日(木)	大阪①	大阪堂島商品取引所 大会議室	未開催	未開催
2地区3回開催予定				27社／62名	24社／48名

（注）網掛け部分はすでに開催済みです。

#### 内部管理責任者等研修の内容等

内 容	担 当
スケジュール説明、開会挨拶（5分）	事務局
第一部 内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について（40分）	事務局（研修登録担当）
第二部 内部統制システムの検証及び改善について（90分）	川戸淳一郎法律事務所 弁護士 川戸淳一郎 氏
効果測定／レポート作成（30分）	事務局

## 2. 内部管理総括責任者等研修（総括責任者等研修）

内部管理総括責任者等研修は、事業年度ごとに会員等の内部管理総括責任者が受講することが義務付けられており（本規則第13条第1項）、内部管理総括責任者の職務が内部管理責任者及び営業責任者を総括・管理することであるとの観点から、受講者の皆様にリスク・マネジメントを含めた実践的な知識を習得していただくことを目的として開催しています。

また、本規則では、会員は内部管理責任者及び営業責任者について、本会の事業年度ごとに内部管理総括責任者等研修に準じた社内研修を受講させなければならないとし、内部管理総括責任者等研修の受講をもって、社内研修に代えることができること、また法人顧客のみを事業対象としている会員にあっては、内部管理総括責任者がやむを得ない事情により当研修を受講できない場合には、内部管理総括責任者があらかじめ指示した内部管理責任者を代理受講させることが規定されています（本規則第13条第1項）。

したがって、内部管理総括責任者等研修には、①内部管理総括責任者、②内部管理責任者（「総括」の代理受講、社内研修の代替措置）、③営業責任者（社内研修の代替措置）の3つのポジションの方が参加することが想定されています。

平成30年度の総括責任者等研修は、下記の通り開催いたしました。

### 平成30年度 内部管理総括責任者等研修

開催日	地区	開催会場	
内部管理総括責任者（うち代理受講者）		内部管理責任者及び営業責任者	受講者数
1	9月28日（金）	東京①	（株）東京商品取引所セミナールーム
	36社／35名（6名）		12社／19名
2	12月8日（土）	東京②	（株）東京商品取引所セミナールーム
	13社／13名（2名）		12社／24名
1地区2回開催予定			91名

（注）網掛け部分はすでに開催済みです。

### 内部管理総括責任者等研修の内容等

内容	担当
スケジュール説明、開会挨拶（5分）	事務局
第一部 内部管理責任者制度における内部管理総括責任者の役割について（30分）	事務局（研修登録担当）
第二部 内部統制システムの検証及び改善について（120分）	川戸淳一郎法律事務所 弁護士 川戸淳一郎 氏
「アンケート」実施（10分）	事務局

文責：大井

## VI. 平成30年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

本会の相談センターでは、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、平成30年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、平成29年（前年）との比較を行いました。

### ○ 総括表

（単位：件）

区 分	平成30年	平成29年	対前年増減
相談（問い合わせ）	206	282	-76
苦情	9	5	+4
紛争仲介	9	13	-4
苦情から紛争仲介に移行したもの	(4)	(3)	(+1)
紛争仲介に直接申出されたもの	(5)	(10)	(-5)

### 1. 相談（問い合わせ）

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 相談センターでは、次に掲げる相談に応じること、苦情及び紛争の解決を行うことはできません。
  - ① 商品デリバティブ取引以外の有価証券取引や外国為替証拠金取引等に係るもの
  - ② 協会に加入していない業者との取引に係るもの

（単位：件）

平成30年													合計	平成29年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
16	19	28	20	15	11	13	26	12	18	13	15	206	282	

#### (1) 受付件数

相談受付件数は206件で、前年（282件）からは76件の減少となりました。

#### (2) 相談内容

内容別にみると、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が40件で最も多く、次いで「売買に関するもの」と「日商協の対応に関するもの（苦情・紛争仲介の手続き等）」が各13件、「勧誘に関するもの」と「商品先物取引の仕組み・制度に関するもの」が各12件と続いています。

## 2. 苦情

- お客様は、相談センターに電話、手紙及びWEB等の方法により、協会の会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員等に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情処理は無料で行います。

(単位：件)

平成 30 年													平成 29 年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
0	1	1	0	2	1	0	0	1	0	1	2	9	5

### (1) 受付件数

苦情受付件数は9件で、前年（5件）からは4件の増加となりました。

### (2) 申出事由

申出事由類型別にみると、商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引の勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」が6件でした。この「不当勧誘類型」の内訳を見ると「断定的判断の提供」が3件、「執拗な勧誘」が2件「適合性原則違反」が1件となっています。

## 3. 紛争仲介

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員等が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っています。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士が担当あっせん・調停委員となって行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料（第2回期日以降）の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくことになります。

(単位：件)

区 分	平成 30 年	平成 29 年
申出件数	9	13
前年（12月末時点）処理中件数	5	4
終結件数	11	12
（解決）	(5)	(8)
（打ち切り）	(5)	(4)
（取下げ）	(1)	(0)
12月末時点処理中件数	3	5

(1) 紛争仲介の申出件数

紛争仲介の申出件数は9件で、前年（13件）からは4件の減少となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が6件、「仕切回避類型」が2件、「過当売買類型」が1件となりました。

(3) 処理状況

申出件数（9件）と前年からの処理中件数（5件）の合計14件のうち、終了した件数は11件で、このうち解決が5件、打切りが5件、取下げが1件となりました。

この結果、平成30年12月末時点の処理中件数は3件となりました。（平成29年12月末時点の処理中件数は5件でした。）

4. 苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

苦情

（単位：件）

平成30年													合計	平成29年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	1	1	0	2	1	0	0	1	0	1	2	9	5	

紛争仲介に直接申出されたもの

（単位：件）

平成30年													合計	平成29年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	5	10	

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

（単位：件）

平成30年													合計	平成29年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	1	1	0	2	1	2	0	3	1	1	2	14	15	

(1) 受付件数

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）の受付件数は14件で、前年（15件）からは1件の減少となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が9件と最も多く、次いで「仕切回避類型」が3件、「過当売買類型」と「連絡不備類型」が各1件となっています。

文責：原田

## VII. 統計資料等

本会が各種資料をもとに作成しました。詳細なデータは下記の出典をご覧ください。

### 1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16	
H 30 年度	4月	44	27	3,668	484	3,548	1,868	1,748	0
	5月	44	27	4,002	512	3,880	1,920	2,003	2
	6月	44	26	4,264	537	4,119	1,906	2,145	1
	7月	44	26	3,629	505	3,518	1,867	1,832	2
	8月	44	26	4,029	459	3,875	1,857	2,139	0
	9月	44	26	2,960	460	2,861	1,837	1,480	3
	10月	45	27	3,836	439	3,720	1,818	1,936	1
	11月	45	27	3,556	418	3,428	1,805	1,656	1
	計			29,945		28,950		14,939	10
前年度 4～11月比			91.6%		92.3%		103.2%		

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

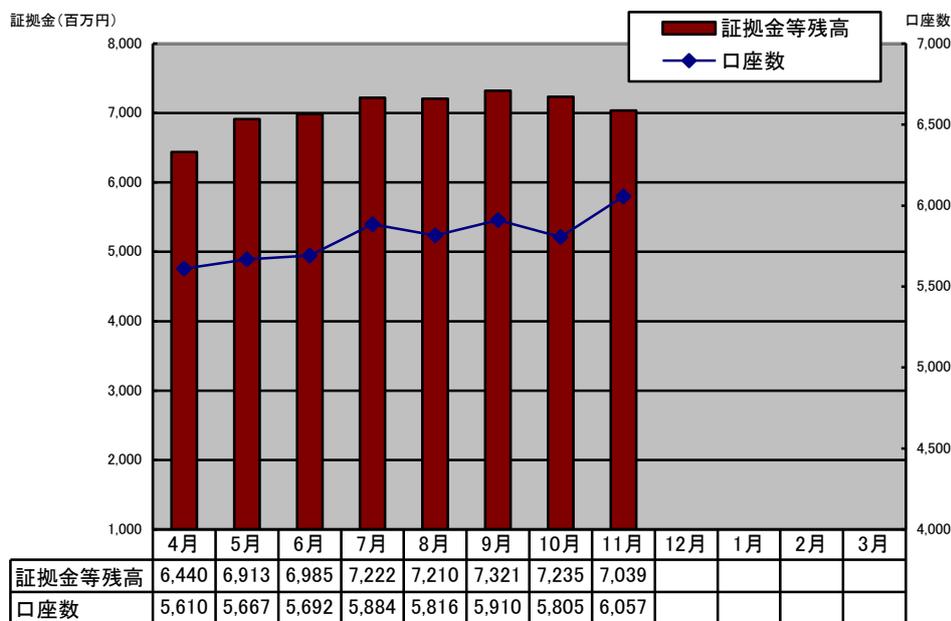
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ  
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所  
連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）

## 2. 店頭商品CFD取引の状況

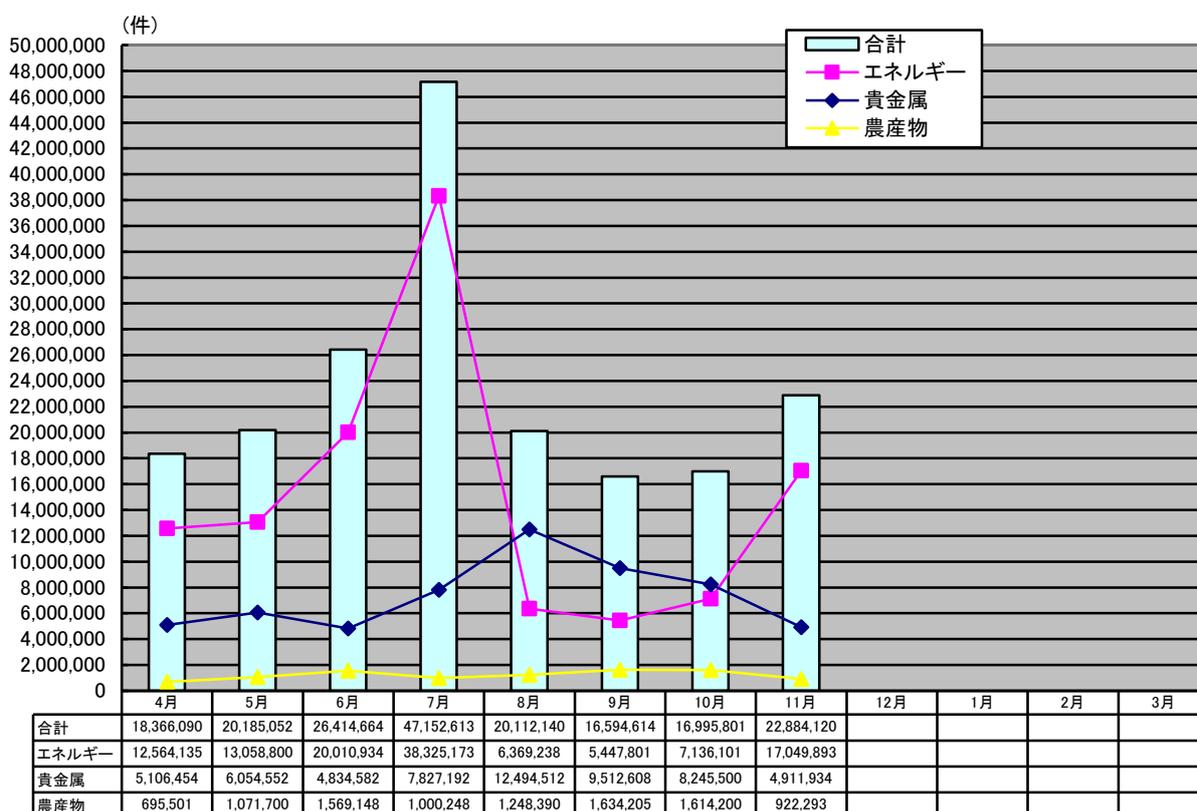
本会では規則に基づき毎月会員から店頭商品デリバティブ取引に係る業務報告を受けております。ここでは、その報告をもとに平成30年度の統計を掲載しました。

詳細は本会ホームページの資料・統計「[店頭商品CFD取引の統計](#)」をご覧ください。

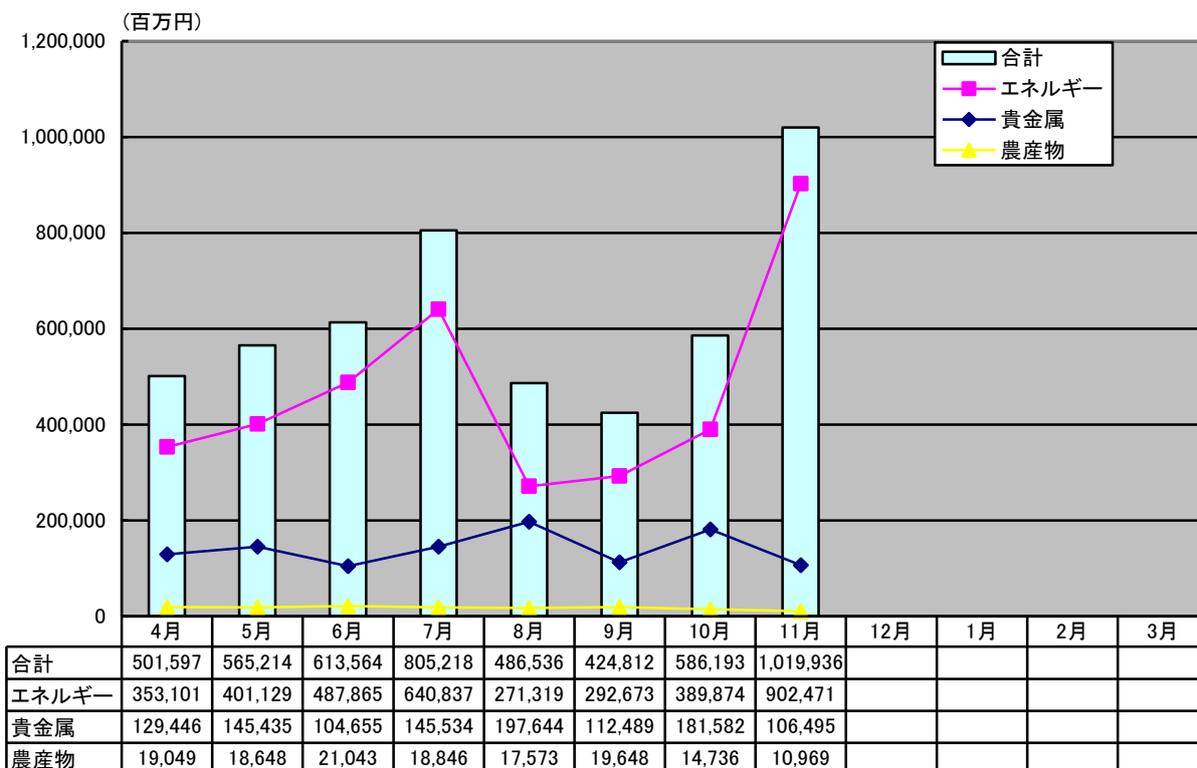
### (1) 2018（平成30）年度 月末証拠金等残高と口座数



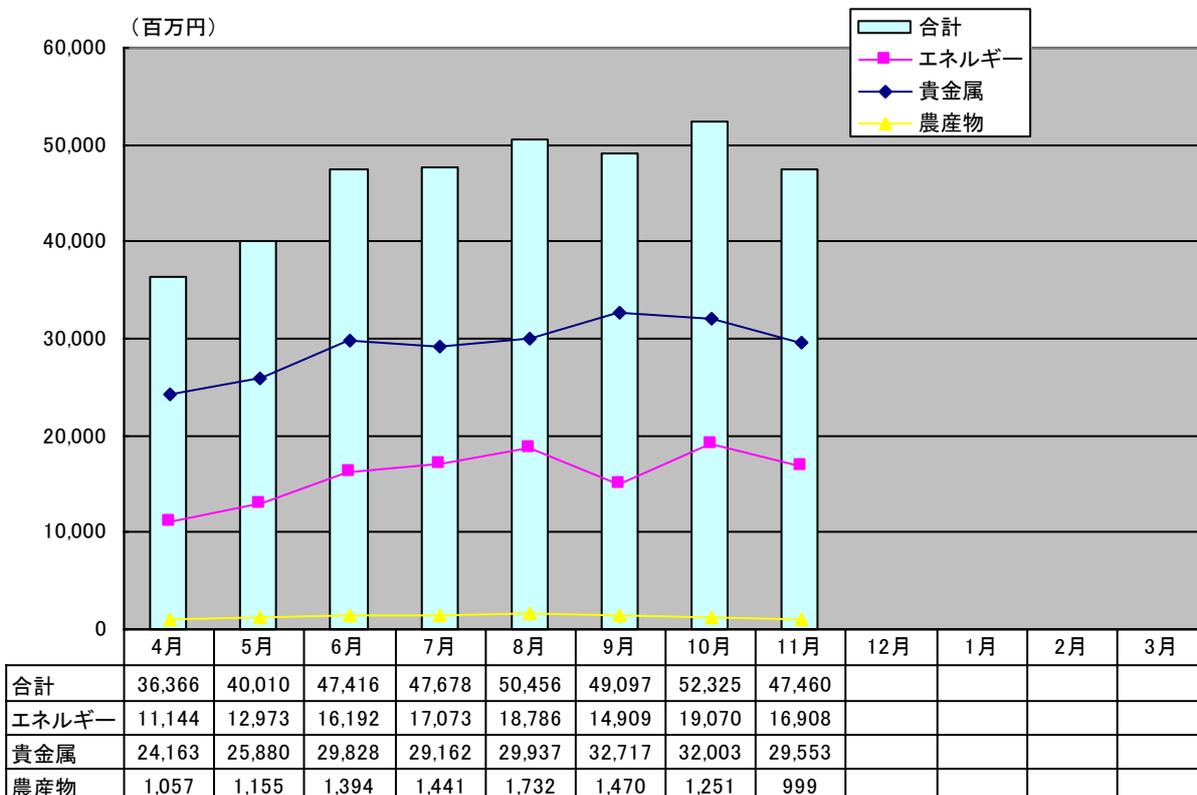
### (2) 2018（平成30）年度 月間取引件数



(3) 2018（平成30）年度 月間取引金額



(4) 2018（平成30）年度 月末建玉残高



### 3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3.～5.では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～29 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 30 年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	22,282	1,891	167	126	12	2	286	5	0	522	35	1	22,886	1,868	168
5 月	22,886	1,868	168	252	80	9	113	36	2	221	28	7	22,917	1,920	170
6 月	22,917	1,920	170	196	27	0	114	7	0	219	41	5	22,894	1,906	165
7 月	22,894	1,906	165	105	13	4	117	61	0	168	52	3	22,831	1,867	166
8 月	22,831	1,867	166	405	13	0	76	8	0	241	23	7	22,995	1,857	159
9 月	22,995	1,857	159	249	2	1	73	9	0	152	22	1	23,092	1,837	159
10 月	23,092	1,837	159	74	13	0	64	6	0	224	32	2	22,942	1,818	157
11 月	22,942	1,818	157	166	15	0	73	10	0	172	28	2	22,936	1,805	155
12 月	22,936	1,805	155	97	11	5	95	5	0	135	23	3	22,898	1,793	157

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合があります。

#### 4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 30 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	1	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	0	0
300 名以上 350 名未満	1	1
250 名以上 300 名未満	0	0
200 名以上 250 名未満	1	0
150 名以上 200 名未満	3	2
100 名以上 150 名未満	2	2
50 名以上 100 名未満	10	8
25 名以上 50 名未満	5	4
10 名以上 25 名未満	9	6
10 名未満	11	4
合 計	<b>45</b>	<b>27</b>
外務員総数(名)	<b>22,741</b>	<b>1,793</b>

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 3 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (6 社) の外務員数は 20,747 名であり、全体の 91.2%となっている。

#### 5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 30 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	2
10 名未満	3
合 計	5
外務員総数	157 名

## 6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

### (1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[\(株\)東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>  
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

### (2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>  
(株)日本商品清算機構 [統計資料等](http://www.jcch.co.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://www.jcch.co.jp/b/b08.html>  
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

### (3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(株)東京商品取引所 ([先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html))  
<http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>  
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>  
日本商品先物振興協会 ([取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)) <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>  
" ([産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)) <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>





# 日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>